主 文 本件抗告を棄却する。 理 中

本件抗告の要旨は、申立人からA市警察署長Bを強要罪で起訴されたいと告発した事件に付、昭和二十五年六月二十四日津地方検察庁四日市支部から不起訴処分に付する旨の通知を受取り、同年六月三十日、刑事訴訟法第二六二条による審判請求を同庁検事でに差出したところ、そのような手続はないし、津の方へやつても直返つてくるから検察審査会の方へ請求するのが本当だと云はれ、同検事の言を信じ、審査会の方へも申立したが、後日本件請求もできる旨聞知し、昭和二十五年八月二日本件請求書をC検事に提出した次第です。然るに津地方裁判所は、申立人の請求の内容につき審理されたいと謂ふにある。を十分斟酌の上、申立人の請求の内容につき審理されたいと謂ふにある。

「要旨〉よって本件記録について案するに、申立人は、刑事訴訟法第二百六十二条第一項の請求を津地方裁判所に為〈/要旨〉したところ、同裁判所は昭和二十六年あれる。 同裁判所は昭和二十六年あれる。 同裁判所は昭和二十六年あれる。 一人に為第二百六十二条第二項の期間経過後に為されたものでを乗たり、不適法であると、右決定に対しては、刑事訴訟法第四百三条の、自己の決定を為し、、不適法である。然れが、一人の決定に対しては、、一人の決定をある。然れが、一人の決定に対しても、、一人の決定にも明らかである。 「大力の決定に対しても、、一人の決定につからがは、一人の決定についてある。」とが当まれた。「大力の決定についてある。」とが当まれた。「大力でである。」とが当まれた。「大力でである。」とが当まれた。「大力でである。」とが当まれた。「大力でである。」とが当まれた。「大力でである。」とが当まれた。「大力でである。」とが当まれた。「大力でである。」とが当まれた。「大力でである。」とが当まれた。「大力でである。」とが当まれた。「大力でである。」とが当まれた。「大力でである。」とが「大力でである。」といることが、「大力では、「大力

以上のように本件抗告は、法律上許されないものであるから、刑事訴訟法第四百 二十六条一項により、これを棄却する。

(裁判長判事 堀内斉 判事 鈴木正路 判事 赤間鎭雄)